

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和8年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 38,080 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 603,859 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	123,727	75,987	0	1	5,370	42,369
	老人福祉事業	40,086	244	0	1,200	4,347	34,295
	児童福祉事業	214,049	124,878	0	5,451	9,417	74,303
社会保険	国民健康保険事業	30,983	15,103	0	0	1,786	14,094
	介護保険事業	72,087	2,103	0	0	7,872	62,112
	後期高齢者医療保険事業	71,076	9,336	0	0	6,945	54,795
保健衛生	保健衛生事業	51,851	30,950	0	69	2,343	18,489
合 計		603,859	258,601	0	6,721	38,080	300,457

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。